



住まなくなった家、登録しませんか

空き家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」を開設しています。これは、空き家の売却・賃貸を希望する空き家所有者と空き家の購入・賃貸を希望する空き家利用希望者の橋渡しを行う事業です。

住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空き家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。

詳しくは、市空家バンク専用HPまたは住宅課（☎47-8184）へ。



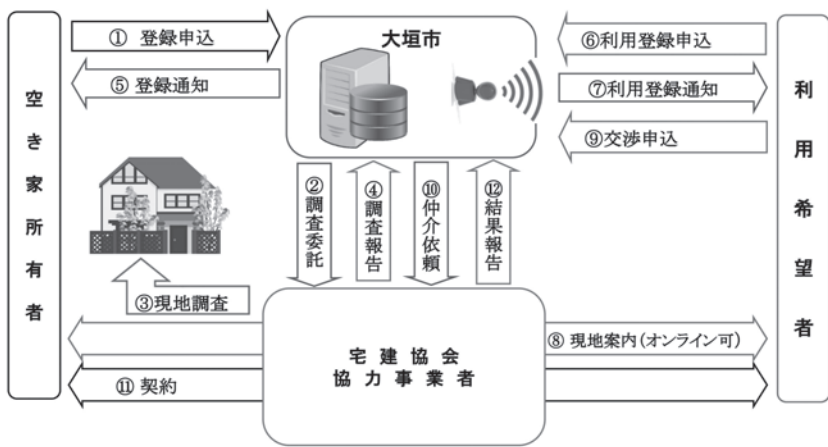
専用HP

◆対象とする空き家

次の①～⑤すべてに該当する市内の物件

- ①所有者（相続）登記が完了していること
- ②抵当権などが設定されていないこと
- ③建物と土地の所有者が同一であること
- ④一戸建てであり、店舗・長屋・アパートでないこと
- ⑤不動産業者で取り扱っていないこと

◆空家バンク事業のイメージ図



利用希望者の空き家内覧も実施中！

空き家の利用を希望する人は、現地またはオンラインで内覧ができます。お気軽にご利用ください。また、物件紹介動画も配信していますので、ぜひご覧ください。



空き家内覧

屋外広告物の許可期間の更新申請時に有資格者による安全点検の義務

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板や広告塔などがあります。

屋外広告物を設置する場合には、岐阜県屋外広告物条例に基づき、市に申請して許可を受ける必要があります。許可には期間があり、期間満了前に更新申請の手続きをする必要があります。

また、屋外広告物の落下などの事故を未然に防ぐため、更新申請時に、次の有資格者による安全点検を実施し、点検報告書を提出する義務があります。



詳しくは、都市計画課（☎47-8694）へ。

- ◆有資格者／①屋外広告士 ②屋外広告物点検技能講習修了者 ③屋外広告物講習会修了者 ④「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者

設置・管理に必要な知識を習得「屋外広告物講習会」のお知らせ

- ◆対象／屋外広告物の表示または掲出の業務に従事しようとする人、屋外広告物を表示または掲出しようとする人など
- ◆とき／9月22日(金) 午前9時30分～午後5時
- ◆ところ／岐阜市生涯学習センター(ハートフルスクエア-G) 2階大研修室(岐阜市橋本町1-10-23)
- ◆内容／屋外広告物の表示や掲出する物件の設置・管理に必要な知識を習得する
- ◆定員／99人(先着順)
- ◆受講料／3,000円(講習課程の一部免除者は1,800円)
- ◆申込／8月1～31日(消印有効)に、受講申込書に必要事項を記入し、次の①または②の申込先へ、郵送または持参
- ◆その他／受講申込書は、①の窓口または②のHPで入手できます

申し込みはこちらへ

- ①岐阜県広告美術業協同組合
〒500-8154 岐阜市木ノ下町5-21-1、☎058-245-4472
- ②岐阜県 都市建築部 都市政策課
〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1、☎058-272-8648

空き家の発生を抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

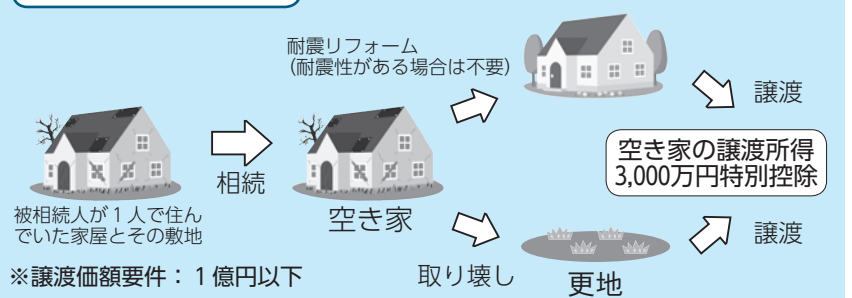
制度の概要

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の家屋（空き家）を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォーム後の空き家または取り壊した後の土地を譲渡した場合、その譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます（適用期間：平成28年4月1日～令和9年12月31日）。

■譲渡所得税額の計算式

(譲渡価額－取得費※－譲渡費用[除却費等]－特別控除3,000万円) × 20%
※不明の場合、譲渡価額 × 5%

制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行しています。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、住宅課（☎47-8184）へ。

空家 発生抑制